

# 横浜市立義務教育学校 霧が丘学園 P T A 規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、横浜市立義務教育学校 霧が丘学園 PTA と称し、事務所を横浜市立義務教育学校霧が丘学園（以下、霧が丘学園）におきます。

## 第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、児童・生徒の健全な成長と幸福をはかることを目的とします。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行います。

- (1) よい保護者、よい教職員となるための学習活動を行います。
- (2) 家庭教育、学校教育をより充実させるための活動を行います。
- (3) 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童・生徒の生活環境をよくする活動を行います。
- (4) その他、この会の目的を達成するために必要な活動を行います。

## 第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動します。

- (1) 学校教育に対する正しい理解をもって、建設的な協力活動を行います。
- (2) 児童・生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力します。
- (3) 会員同士の親睦をはかり、連帯と交流の輪を拓げるようにつとめます。
- (4) 特定の政党、宗教にかたよることなく、また、営利を目的とする行為は行いません。
- (5) 学校の人事、その他管理運営には干渉しません。

## 第4章 会員

第5条 この会の会員は、霧が丘学園に在籍する児童・生徒の保護者（またはこれに代わる者）及び霧が丘学園の教職員によって構成されます。

第6条 この会の会員は、すべて平等の権利と義務を有します。

第7条 この会の会員は、会費を納めます。

第8条 この会の会員は、緑区 P T A 連絡協議会、横浜市 P T A 連絡協議会及び日本 P T A 全国協議会の会員となります。

## 第5章 会計

第9条 この会の活動に必要な経費は、会費、その他の収入によってまかさないます。

第10条 会費は、次のとおりとし、特別の事情のある場合は、会費を免除することがあります。

- (1) 小学部の会員：1世帯につき年額4,000円
- (2) 中学部の会員：1世帯につき年額4,800円

第11条 この会の会計は、総会によって議決された予算に基づいて執行され、決算は、会計監査を受け、総会に報告し、承認を得なければなりません。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとします。

## 第6章 役員

第13条 この会の役員は、次のとおりです。

### (1) 小学部

- 会長 1名(保護者)
- 副会長 2名以上(保護者)
- 書記 2名以上(保護者1名以上、教職員1名)
- 会計 2名以上(保護者1名以上、教職員1名)

### (2) 中学部

- 会長 1名(保護者)
- 副会長 2名以上(保護者)
- 書記 2名以上(保護者1名以上、教職員1名)
- 会計 2名以上(保護者1名以上、教職員1名)

第14条 役員は、他の役員・会計監査を兼ねることはできません。

第15条 役員の任期は1年とします。但し同一の役職の再任は原則として2期までとします。

- 2. 教職員の場合は、前項の限りではありません。
- 3. 欠員ができた場合の役員の任期は、前任者の残任期間とします。

第16条 役員の選出については細則で定めます。

第17条 役員の任務は次のとおりです。

- (1) 会長は、この会を代表し、会員の総意にもとづいて、この会の目的の実現につとめます。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行します。
- (3) 書記は、この会の各種会議の記録を整理保管し、その他の事務を処理します。
- (4) 会計は、この会の会計一切を正確に記録し、会計監査を受けた上で、決算報告を定期総会において行います。
- (5) 退任役員は、5月定期総会まで新任役員を補佐し、責任をもって引き継ぎを行います。

## 第7章 会計監査

第18条 この会の会計を監査するため、2名の会計監査委員をおきます。

第19条 会計監査委員の任期は1年とし、再任はできません。

第 20 条 会計監査委員の選出については、細則で定めます。

## 第 8 章 総会

第 21 条 総会は、この会の最高議決機関で、全会員で構成し、会長が召集します。

第 22 条 総会は、定期総会及び臨時総会とします。  
2. 定期総会は、年 2 回、5 月と 3 月に開きます。  
3. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または、会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合に開きます。

第 23 条 総会では、おおむね次のことを審議し決定します。

### 5 月総会

- (1) 活動計画及び決算、予算
- (2) 規約の制定・改廃
- (3) 運営委員会での制定・改廃された細則の報告
- (4) その他、重要事項の審議・承認

### 3 月総会

- (1) 活動報告
- (2) 役員及び会計監査委員の承認
- (3) その他、重要事項の審議・承認

第 24 条 総会は、出席会員及び委任状を含めた全会員の 2 分の 1 以上をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成により決定します。

第 25 条 総会の議長は、出席会員の中から選出します。

第 26 条 総会の審議原案については、総会の 5 日前までに、全会員に通知しなければなりません。

## 第 9 章 運営委員会

第 27 条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、役員、常任委員会の委員長・副委員長、校長・准校長・副校長及び特別委員会のある場合は、その委員長・副委員長によって構成されます。

第 28 条 運営委員会は、毎月 1 回開くことを原則とし、次の事項を審議します。

- (1) 各委員会より提出された諸計画の総合調整
- (2) 年間収支・予算案の作成
- (3) 総会の議案の作成及び運営
- (4) 細則等の制定及び改廃
- (5) 臨時総会の開催要請
- (6) その他必要事項の企画・運営

第 29 条 運営委員会は、前条の定めるもののほか、緊急を要することがらについて、総会に代わって決定することができます。但し、次の総会で報告しなければなりません。

第30条 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席によって開かれ、議事は出席者の過半数の賛成により決定します。

第31条 運営委員の任期は1年とし、再任は妨げません。欠員が生じた場合は、当該所属から補充し、任期は前任者の残任期間とします。

#### 第10章 役員会

第32条 役員会は、役員および校長・准校長・副校長で構成し、総会及び運営委員会より付託されたことを協議し、会議・渉外等の連絡調整を円滑にするために、必要に応じ会長が召集します。

#### 第11章 常任委員会

第33条 この会の活動に必要な事項について、企画運営するために、常任委員会をおきます。

委員会と任務は次のとおりです。

- (1) 学年学級委員会 保護者と教職員と児童・生徒の親和をはかり、学年及び学級を中心とした教育活動に協力します。また、各学級の意見の交流と調和をはかるとともに、必要なときは、その意見を運営委員会に伝えます。
  - (2) 保健成人委員会 児童・生徒の心身の健全な発達をはかるため、学校の保健活動に協力するとともに、会員の保健的行事の企画運営にあたります。また、会員相互の親睦と教養を深めるための研修の計画運営にあたります。
  - (3) 広報委員会 会報、調査等の広報活動を行い、会員の意識の高揚をはかります。
  - (4) 校外指導委員会 児童・生徒の校外における生活指導、安全指導を行い、他の機関と協力して、地域の安全対策にあたります。
2. 常任委員会に欠員が生じた場合は、当該委員会が必要とした場合、欠員の生じた学級または地区から補充し、任期は前任者の残任期間とします。

第34条 常任委員の選出については、細則で定めます。

#### 第12章 特別委員会

第35条 特別な事項について必要があるときは、特別委員会を設けることができます。目的が達成された時は解散します。

#### 第13章 細則

第36条 この会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限り運営委員会において制定し、次の総会に報告します。

#### 第14章 改正

第37条 規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成により改正することができます。改正案については、総会の5日前までに、全会員に通知しなければなりません。

## 第15章 個人情報保護の取り扱い

第38条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供、および管理については、「個人情報取り扱い規則」に定め、適正に運用するものとする。

第39条 「個人情報取り扱い規則」は、運営委員会において制定し、次の総会に報告します。

### 附則

この規約は、平成22年4月1日より施行します。

平成26年5月2日一部改正。

平成28年4月1日一部改正。

(義務教育学校への移行に伴う、学校名等の変更)

平成29年5月2日一部改正。

(個人情報保護法の改正に伴う、個人情報保護の取り扱いの追加)

令和元年5月23日一部改正。

(役員の書記及び会計の定員数の変更)

# 横浜市立義務教育学校 霧が丘学園PTA規約細則

## 第1章 役員・会計監査委員の選出

第1条 役員を選出にあたっては、役員・会計監査委員候補者推薦委員会（以下、推薦委員会という）を設け、その管理のもとに役員・会計監査委員を選出するものとする。

2. 推薦委員会は、次のとおりの構成とし、役員会はその活動をサポートする。

推薦委員会の委員は、教職員を除く委員から、委員長・副委員長を互選により選出する。

(1) 小学部：各常任委員会より2名ずつ、教職員より2名

(2) 中学部：保護者より数名、役員会より1名、教職員より1名

3. 役員・会計監査委員の選出方法は、次のとおりとする。

(1) 役員候補者は立候補と推薦候補とする。

(2) 役員立候補受付の告示を行い、立候補を公募する。

(3) 役員立候補の無い場合、推薦委員会は、会員の中から役員候補者を選び、候補者の同意を得て、推薦候補者とする。

(4) 会計監査委員は前年度以前の役員及び常任委員会委員長・副委員長の会員の中より選び、候補者の同意を得て、推薦候補者とする。

(5) 3月定期総会において役員候補者選出の結果を報告し、承認を得ることとする。ただし、対立候補のある場合は、選挙を行うものとする。

4. 推薦委員は役員候補者に選出されることを妨げられない。

5. 役員は、会計監査委員を兼ねることはできない。また、会計監査委員は他の委員を兼ねることはできない。

6. 役員・会計監査委員候補者が総会において承認され、決定した時点で、推薦委員会の任務は終了し、解散する。

## 第2章 常任委員の選出

第2条 常任委員は、次のとおりとし、各委員会は、互選により、委員長・副委員長を選出し会長が委嘱する。教職員は、各委員会に所属するが、委員長・副委員長には選出されない。

(1) 小学部：学年学級委員、保健成人委員、広報委員は、それぞれ各学年より学級数以上を選出する。校外指導委員は、地区（自治会）ごとに1名以上の委員を選出する。

(2) 中学部：学年学級委員会は、各学級より1名選出し、その他の委員会は、学年学級委員とは別に、各学年より10名以上選出し、保健成人委員会、広報委員会、校外指導委員会、のいずれかに所属するものとする。

## 第3章 特別委員の選出

第3条 運営委員会が、特別委員会の設置を認めたときは、協議の上、委員を選出し、会長が委嘱する。

第4条 委員の互選により、委員長・副委員長を選出する。

## 第4章 サークル活動

第5条 本会の会員は、規約第4条に基づき、サークルを設立することができる。

2. 設置者は本会の会員に限ることとする。部員は原則として本会の会員とするが、卒業生および元会員を加えることができるものとする。
3. サークルの設立および廃止については、運営委員会の承認を得ることとする。
4. サークルの設置希望者は、年度計画など必要事項を、また、継続して活動するときは、定期総会前に前年度活動実績、新年度活動計画など必要事項を運営委員会へ報告するものとする。
5. サークルの運営は、民主的・自主的であることとし、互選により代表者等必要な役員を選出する。なお、代表者は本会の会員に限ることとする。代表者は年度当初、部員名簿を作成し、運営委員会へ提出する。部員に異動があったときも同様とする。

第6条 サークル活動に対し、一団体に二万円を限度として、活動費を助成する。活動助成費の取扱いは、委員会活動費の場合に準じる。

2. サークルは、部員の中から会計担当者を選び、活動助成費の収支を記録し、年度末に運営委員会へ会計報告することとする。

## 第5章 改正

第7条 この細則は、運営委員会において、出席者の過半数の賛成によって改正することができる。

## 附則

この細則は平成22年4月1日より施行する。

平成26年3月6日一部改正。

平成28年4月1日一部改正。（義務教育学校への移行に伴う、学校名等の変更）

平成29年4月1日一部改正。（小学部常任委員選出に関する選出人数の変更）

令和元年5月23日一部改正。

（会計監査委員の選出方法及び小学部常任委員選出に関する選出人数の変更の変更）

# 横浜市立義務教育学校 霧が丘学園PTA会計規程

(趣旨)

第1条 この規程は、規約第5章に基づき、会計に関する事項を定めるものである。

(帳簿)

第2条 本会は、会計整理のため次の帳簿を備える。

(1) 主要簿

現金出納帳、銀行預金出納帳、総勘定元帳、その他必要な帳簿。

(2) 証憑書類綴り

請求書、領収書、支出伝票、その他必要な証憑書類。

(執行)

第3条 予算執行は会計担当役員がこれを管理する。

第4条 金銭の出納は、会長の決裁を受けた入金伝票・支出伝票により会計担当役員がこれを行う。

第5条 経常の経費の支払いに充てるため、10万円を限度として、小口現金を保管することができる。

2 上記現金の管理については、会計担当役員がこれを行う。

(派遣費)

第6条 本会の会員が、会務により出張するとき、次の派遣費を支給する。ただし他団体から交通費相当が支払われる場合は、派遣費を支給しない。

(1) 交通費

公共交通機関の実費とし、自宅を基点とする。ただし、一日に複数出張する場合は、実際の経路に合わせた実費を支給する。

(2) 宿泊費

宿泊を伴う出張は、原則として1泊につき10,000円を上限とし、実費を支給する。ただし、他団体からの出席要請を受けて出張し、主催者指定の宿泊施設を利用するときは、役員会の承認の上、全額支給する。

(特別会計)

第7条 本会の目的遂行のため特別会計を設けることができる。

2 特別会計は、その項目の執行のみに使用を限定する。

3 特別会計は、本会計からの繰り入れおよび特別会費、その他収入によって賄う。

4 特別会計の処理は、本会計の処理に準じて行う。

(慶弔費)

第8条 本会は会員(保護者・教職員)及び児童・生徒に対し、慶弔費を支給、贈呈することができる。

2 慶弔細則は、別に定める。

3 その他必要があると認められた場合は、役員協議の上これを定める。

(その他)

第9条 本規程にない会計執行については、役員会の承認を受けて処理することができる。

2 上記執行については、運営委員会に報告する。

(附則)

1 この規程は、必要に応じ運営委員会において改正することができる。

2 この規程は、平成22年4月1日より施行(実施)する。

平成28年4月1日一部改正。(義務教育学校への移行に伴う、学校名等の変更)



# 横浜市立義務教育学校 霧が丘学園 P T A 慶弔細則

第1条 本会の会員にかかわる慶弔事に際し本会が表す慶弔意は、表1の通りとする。

[表1]

会 員	父 母（保護者）		教職員	
	本人	本校在学児童	本人	配偶者、子、父母同居の養父母
弔 意 金	10,000 円	10,000 円	10,000 円	5,000 円
	生花1基	生花1基	生花1基	生花1基
結 婚 祝 金			5,000 円	
出 産 祝 金			本人及び配偶者 5,000 円	
転 退 職 餞 別			3,000 円	

第2条 前条表1を適用しがたい場合

- (1) 病気見舞い（入院期間の長短、見舞いの軽重）
- (2) 火災、風水害見舞い（災害の程度、見舞いの軽重）
- (3) 会員が国及び地方公共団体から表彰された場合の慶意（慶意の程度）
- (4) その他この規約に規定されていない事態が発生したときについてはその都度、役員会で決定する。

第3条 本細則の適用の必要がある場合は、その事態を運営委員会に通知または報告する。

第4条 本細則に定める他は、PTAとしての慶弔金の贈呈をしない。

第5条 本細則による慶弔意に対しては返礼しないこととする。

第6条 本細則の改廃は、運営委員会で行い、総会に報告する。

附則

本細則は、平成22年4月1日より施行する。

平成28年4月1日一部改正。（義務教育学校への移行に伴う、学校名等の変更）